

D分科会テーマ① 計算書類の注記

運営委員：小 林 啓 延
公 江 茂

少子化の進展など学校法人を取り巻く社会経済情勢の変化に伴い、学校法人の諸活動の多様化が進むなかで様々な見直しが行われてきました。その諸活動に見合った会計処理の合理化、財政状況及び経営状況の透明性や説明責任が求められています。このような社会の要請等を受けて学校法人会計基準の一部が改正されました。

分科会（テーマ①計算書類の注記について）ではこうした状況を踏まえ、これまでに発出された文部科学省通知、日本公認会計士協会公表通知などを取り上げて再確認しました。参加校の各種会計処理を見直し検討する機会になることを願い、「東日本大震災に関する監査上の留意事項」や「退職給与引当金の計上基準、有価証券の評価方法、デリバティブに係わる損失の処理科目及び表示」その経過措置と適用、注記事項の記載を加えて概要を説明しました。

実務的には、「平成 17 年度計算書類における注記事項の集計結果（月報私学 2006 年 12 月号）」、「学校法人会計問答集（Q & A）第 17 号」、「学校法人会計基準改正 Q & A（共済事業団）」そして「会計基準改正に伴う相談回答事例（学校法人委員会研究資料第 1 号）」「ファイナンス・リース取引の取扱い」「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」等の通知文書に基づき、委員校の事例を取り上げながら解説しました。また、「記載を要する取引の判断基準」や「関連当事者の把握」などについて、学校法人の規模等の違いもありその対応が異なることがうかがえますが、上述の日本公認会計士協会の学校法人委員会研究資料第 1 号が公表されたこと等により、その取扱いもより明確になってきていると思います。

今後も、企業会計の変化とその関連法規の改正により、学校会計等の見直しの議論に影響があると考えられます。このことから改めて本制度の意義を踏まえ社会経済情勢等の変化に対応できる管理運営体制を整えていく必要があります。